何土地改良区事務局長専決規程

第１条　理事長の専決に委ねられた事項のうち、次に掲げる軽易な事項については、事務能率の向上を図るため、事務局長が専決することができる。

一　職員に、県内並びに何市内への日帰り出張を命ずること。

二　職員に、時間外勤務及び日宿直勤務を命ずること。

三　規程に定められた休暇の承認並びに職員の遅参、早退及び外出等服務に関すること。

四　事務執行で、定例的かつ軽易なものの企画、調整及び処理に関すること。

五　軽易な通知、照会、依頼その他文書の収発に関すること。

六　農地転用並びに届出について、○○ヘクタール以下の意見書及び受理証明書の発行又は軽易な各種証明に関すること。

七　各種台帳及び帳簿等の閲覧の許可に関すること。

八　軽易な調査及び検査等に関すること。

九　予定価格一件○○円未満の事務用備品及び消耗品の購入並びに写真、図画等の発注及び燃料の購入に関すること。

十　予算に定められた、定例的な補助金、負担金及び委託金等の申請に関すること。

十一　事務及び事業の執行上において、必要が生じた関係者の招致に関すること。

十二　日誌及び行事予定に関すること。

十三　その他理事長が認めた事務執行に関すること。

　附　則

　この規程は○年○月○日から施行する。